# 海外保険者に対する参入規制の整合性

# 吉澤卓哉

### 1. はじめに

日本に所在・居住する企業や消費者が保険に加入する場合,日本において営業を行っている保険会社と保険契約を締結するのが通常である。けれども、海外で営業を行っている保険者と直接に契約交渉を行い、保険契約を締結する事態も想定し得ない訳ではない。また、近時の電気通信技術の発達・普及により、そのような事態は今後ますます容易に起こり得るであろう。

こうした場合に、一定の海外保険者が、日本に住所または居所を有する人や、日本に所在する財産や、日本国籍を有する船舶や航空機(以下、この3者を合わせて日本所在財産等という<sup>1)</sup>)に係る元受保険契約(以下、特に断りがなければ、元受保険契約のことを単に保険契約という)を締結することを規制するのが保険業法(以下、単に法ということがある)の海外直接付保規制である(法186条1項、185条6項)。なお、この海外直接付保規制の立法趣旨は、免許を受けた保険会社との権衡維持、日本市場の

<sup>1)</sup> こうした日本所在財産等は、「日本の保険市場の基盤として捉えた物件」であり、「日本において免許を受けた保険事業者の主たる契約対象となって日本の保険市場を形成している」と考えられている。青井勝豊「無免許外国保険事業の規制を強化」時の法令473号(1963年)21頁、保険研究会編『最新保険業法の解説』(大成出版社。1996年。以下、保険研究会・解説という)171頁、同『コンメンタール保険業法』(財経詳報社。1996年。以下、保険研究会・コンメンタールという)278頁参照。

撹乱防止,日本の保険事業の健全な発達,および,保険契約者等の保護にある<sup>2)</sup>。

ところで、海外所在の保険者が日本所在財産等に係る保険契約を引き受けるには、海外から直接引受を行う方法の他、日本に「支店等」を設けて外国保険会社免許を受けたうえで日本国内で保険引受を行う方法や、日本に保険会社を設立して内国保険会社免許を受けたうえで日本国内で保険引受を行う方法もある³)。したがって、海外直接付保規制の在り方を検討するには、海外の保険者による日本市場参入に関する規制構造の全体を整理する必要がある⁴)。

けれども、こうした観点からの研究は、特に旧外国保険事業者に関する 法律(以下、旧外者法という)を取り込んだうえで保険業法が大改正され た1995年以降を見ても、十分にはなされていないようである(そもそも、 海外直接付保規制(1963年導入)に関する研究の蓄積自体が少ない)。 1995年保険業法改正時に立法論としていくつかの研究がなされたものの<sup>5</sup>、

<sup>2)</sup> 保険審議会答申「非免許の外国保険事業者に対する付保の規制に関する答申」(1963年1月25日),第43回参議院委員会議事録10号(1963年2月26日大蔵委員会),青井・前掲注1)20頁参照。

<sup>3)</sup> 日本で免許を受けている保険会社は、生命保険については2013年8月13日 現在で、内国保険会社が40社、外国保険会社が3社であり、損害保険につい ては、同年7月25日現在で、内国保険会社が30社、外国保険会社が22社であ る(金融庁のウェブサイトによる)。なお、内国保険会社は、海外所在の保 険者が設立したものばかりではない。

<sup>4)</sup> 本稿では取り上げないが、元受保険契約に限らなければ、日本の保険会社と提携のうえ、日本の保険会社が元受けした保険契約を再保険で引き受けることにより、間接的に日本の保険市場に参入することも可能である。典型的には、生命保険における国際団体保険市場がこれに当たる。この国際団体保険市場については、月足一清「国際団体保険市場ーその形成と現況と展望一」保険学雑誌525号(1989年)、井口富夫「日米生命保険会社の海外進出活動」龍谷大学経済学会経済学論集33巻4号(1994年)9-16頁を参照。

<sup>5)</sup> 落合誠一「外国保険業者」竹内昭夫編『保険業法の在り方 下巻』(有斐閣。1992年),神谷高保「国際的な保険事業者の強制管理および保険契約の包括移転の研究」損害保険研究55巻1号(1993年),山下友信「保険事業者の国際的事業活動と法規制」損保総研『創立六十周年記念損害保険論集』

改正後の保険業法に関しては、改正法全般に関する解説を除けば6,海外 直接付保規制に特化した最近の研究としては木下教授のものりが存在する 程度である。

そこで、本稿では、海外の保険者による日本保険市場参入に関する規制 構造の整合性を検証することにより、海外直接付保規制の在り方を検討す ることにした(ただし、本稿では海外直接付保規制の是非自体については 取り上げない8)。以下では、まず始めに、海外保険者が日本の市場にア クセスする方法を,免許を取得したうえで日本において「保険業」を行う 方法と、海外から直接引受を行う方法に大別したうえで、両者間の規制の 整合性を検討する(次述2)。次に、「外国保険業者」に対する海外直接付 保規制はさらに 2 種類に分かれるが、両者間の整合性を検討する(後述 3)。そして最後に結論を述べる(後述4)。なお、本稿では法令用語の意 味内容の検討も行うので、定義された法令用語にはカギ括弧を付した。

# 2. 外国保険会社免許制と海外直接付保規制の関係

以下に述べるとおり、海外保険者による日本市場参入規制である保険業 法の免許制と海外直接付保規制の規制内容を一覧にすると表のようになる と考えられる<sup>9</sup>。

<sup>(1994</sup>年。損保総研),石田満「外国保険事業者に関する法律」落合誠一他編 『現代企業立法の軌跡と展望』(商事法務研究会。1995年)参照。

<sup>6)</sup> 保険研究会・解説、同・コンメンタール、東京海上火災保険編『損害保険 実務講座補卷保険業法』(有斐閣。1997年) 169頁以下 [小林登], 関西保険 業法研究会「保険業法逐条解説(XXIII)」生命保険論集148号(2004年) [木下孝治]、安居孝啓編著『最新保険業法の解説』(大成出版社。改訂版。 2006年) 535頁以下, 石田満『保険業法2013』(文眞堂。2013年) 342頁参照。

<sup>7)</sup> 木下孝治「外国保険会社規制の目的と海外直接付保規制」(阪大法学52巻 3 · 4 号。2002年)参照。

<sup>8)</sup> 外国保険事業者規制の理念確定にあたっては、保険契約者保護の視点とと もに、自由な国際的競争の促進の視点が重要だとされている。落合・前掲注 5)252-256参照。

<sup>9)</sup> 作表にあたっては、保険研究会・解説15頁の図の内容を一部取り入れた。

# 【表】 海外保険者に関する免許制と海外直接付保規制の適用

外国において保険引受を業として行う者					類型	日本における 「保険業」の実施 (免許制)	日本所在財産等に係る 保険契約の海外直接引受 (海外直接付保規制)
外国において 「保険業」を行 う者	外国の法令に 準拠して、 外国において 「保う者 「保う者	内国保険会社=「保険会社」(法2条2項)			[A]	合 法 (法3条1項)	合 法 (「外国保険業者」に該当 しないので法185条 6 項 も法186条 1 項も適用な し)
		内国保険会社 以外の者= 「外国保険業者」 (法 2 条 6 項)	外国保険会社免許を受けた「外国保 険業者」=「外国保険会社等」(法 2 条 7 項)		[B]	合 法 (法185条1項)	違 法 (法185条 6 項)
			外国保険会社免許 を受けていない 「外国保険業者」 (無免許「外国保 険業者」)	日本に「支店等」 を設けていない 「外国保険業者」	[C]	N A (「支店等」を設けなけれ ば,原則として「保険業」 の実施に当たらないと一 般に考えられている)	個別許可があれば合法 (法186条 2 項) 個別許可がなければ違法 (法186条 1 項)
				日本に「支店等」 を設けている 「外国保険業者」	[D]	遠 法 (法3条1項)	合 法 (日本に「支店等」を設け ているので法186条1項 の適用なし。また、外国 保険会社免許を受けてい ないので法185条6項の 適用もなし)
	外国の法令に 準拠せずに, 外国において 「保険業」を 行う者 (=外国では 無免許の者)	「外国保険業者」以外の外国保険者			(E)	違 法 (法3条1項。ただし、日 本に「支店等」を設けな ければ、原則として「保 険業」の実施に当たらな	合 法 (「外国保険業者」に該当 しないので法185条 6 項 も法186条 1 項も適用な
外国において 「保険業」以 外の保険引受 を行う者	外国の法令に 準拠している 者				[F]	】 いと一般に考えられてい	し)
	外国の法令に 準拠していな い者				[G]		

# (1) 外国保険会社免許制

日本において「保険業」(法2条1項)を行うには、内閣総理大臣の免 許が必要である(法3条1項)。そして、日本で設立され、この免許に基 づいて「保険業」を行う会社が内国保険会社である(保険業法上は「保険 会社」と称されているが(法2条2項)、紛らわしいので本稿では内国保 険会社という)。なお、この内国保険会社に関しては、外国の保険者も全 額または一部を出資して設立のうえ内国保険会社免許を受けることができ るから、内外無差別の規制となっている。

この大原則の例外の一つが、「外国保険会社等」である。すなわち、外 国の法令に準拠して外国において「保険業」を行う者のうち、内国保険会 社以外の者を「外国保険業者」という(法2条6項)10。そして、この 「外国保険業者」は、日本に「支店等」(支店、従たる事務所その他の事務 所、または、総代理店11)を設けて、内閣総理大臣の免許(以下、外国保 険会社免許<sup>12)</sup>という)を受ければ(この場合、当該「外国保険業者」は 保険業法上は「外国保険会社等」と称されているが(法2条7項)、紛ら わしいので本稿では外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」という), 保険業法3条1項の規定にかかわらず、外国保険会社免許を受けた「保険 業」を、「当該支店等において」行うことができる(法185条1項)。

この外国保険会社免許制は、本稿のテーマである規制の整合性に関して

<sup>10)</sup> 保険業法2条6項にいう「保険業」とは、同法2条1項が定義する「保険 業」と同義である。関西保険業法研究会・前掲注6)157頁「木下孝治」参照。

<sup>11)</sup> やや古い資料であるが、1960年代初頭において日本に進出していた外国保 険会社の進出形態は次のとおりである。すなわち、生命保険は12社であり、 うち1社が支社形態、残る11社が総代理店 (general agency) 方式であっ た(ただ、当時は、外国保険会社には、日本人を対象とする円貨での保険契 約が許されていなかった)。損害保険は36社(12系列)であり、うち3社 (3系列)が支店形態,うち18社(8系列)が総代理店方式,うち15社(1 系列) が「事務所の支部とでも言うべきもの」であった。市川秀雄「在日外 国保険会社の現況とその特異性」保険学雑誌426号(1964年)110-113頁参照。

<sup>12)</sup> 正確には、外国生命保険会社免許または外国損害保険会社免許である(法 185条 2 項)。

- は、免許の対象である「保険業」の概念と、外国保険会社免許を申請できる「外国保険業者」の概念が重要である。
- ① 「保険業」

免許制は、日本において「保険業」を行う場合に適用される。したがって、内国保険会社免許(表のA類型)または外国保険会社免許(表のB類型)を受けずに、日本において「保険業」を行うと違法になる(表のD類型~G類型。法3条1項違反)<sup>13)</sup>。

ただし、保険引受に関する事業であっても「保険業」に該当しないものであれば、日本において当該事業を行っても保険業法の免許制に抵触することはない<sup>14)</sup>。すなわち、保険業法にいう「保険業」とは、

- (a) 一定の保険について,
- (b) その引受を行う事業のうち、特定のものを除いたものである(法2条1項)。つまり、保険に関する事業の全てが「保険業」に該当する訳ではないのである<sup>15)</sup>。

<sup>13)</sup> 正確には、少額短期保険業の免許を受けたり(法272条)、「免許特定法人」(法223条)の「引受社員」となれば、やはり日本において「保険業」を行うことができる(法219条)。

<sup>14)</sup> 関西保険業法研究会・前掲注6)157-158頁「木下孝治〕参照。

<sup>15) 1995</sup>年の保険業法全面改正時に廃止された外国保険業者に関する法律(以下,外者法という)では,「外国保険事業者」が日本で行う「保険事業」が免許の対象とされていたが(同法3条1項),「保険事業」に関する定義規定はなかった。また,1995年改正前保険業法にも「保険事業」に関する定義規定はなかった(なお,両法における「保険事業」の意義は同様のものと解されていた。新生命保険実務講座刊行会『新生命保険実務講座第6巻法律』(有斐閣。1966年)346-347頁[中大路義方]参照)。そのため,「保険事業」の範囲については議論があった(たとえば,長崎正造「欧米各国の保険行政について」日本保険学会年報(1952年)11-13頁(同『戦後保険法制の諸問題』(損保総研。1991年)168-169頁),大森忠夫『保険法』(有斐閣。1957年)318-319頁,生命保険実務講座刊行会『生命保険実務講座第4巻法律編』(有斐閣。1958年)278-280頁[松本十郎,新生保実務講座・前掲本注272-274頁[中込達雄],青谷和夫監修『コンメンタール保険業法(上)』(千倉書房。1974年)105頁[塚口純行],関西保険業法研究会「保険業法逐条解説(I)」生命保険論集87号(1989年)229-238頁[古瀬政敏]参照。なお,

具体的には、上記(a)に関しては、法3条4項(生命保険業免許の対象となる保険)各号および法3条5項(損害保険業免許の対象となる保険)各号のいずれにも属さない保険がこれに当たる。こうした保険の引受を業として行っても、「保険業」には該当しないので保険業法上の免許(法3条1項)は不要である<sup>16</sup>。

1995年保険業法改正時の立法論として岩崎稜「保険事業の定義」竹内昭夫編『保険業法の在り方 下巻』(有斐閣。1992年)を参照)。そして、少なくとも旧外者法の時代には、「法定上の[保険]事業を営んでいない外国保険事業者(つまり免許を要しない外国会社)…が相当存在して」いたようである(市川・前掲注11)102頁参照。なお、[ ] 部分は筆者が補った)。

また、現行保険業法では「保険業」の定義が一応はなされたものの、実質的な定義ではない(山下友信「保険業の定義」商事法務1434号(1996年)参照)。そして、1995年改正前保険業法も現行保険業法も、「保険」の定義を置いていないが(保険の意義は、1995年改正前後の保険業法で基本的に変わらないものとされている。岩原紳作「保険監督諸法の改正」商事法務1363号(1994年)36-37頁、東京海上・前掲注6)12-13頁 [山下友信]参照)、今後も「保険」の定義を今後も「定めないことが適当」であると再確認されている(金融審議会金融分科会第二部会「保険法改正への対応について」(2008年1月31日)3頁)。

16) 山下・前掲注15) 2 頁, 4 頁, 東京海上・前掲注6) 13頁, 15頁 [山下友信] 参照。

たとえば、物定額保険の引受を業として行っても「保険業」に該当しない 惧れなどが指摘されている(関西保険業法研究会「保険業法逐条解説(I)」 生命保険論集125号(1998年)199-200頁[古瀬政敏]。ただし、山下教授は、 「解釈論的な工夫」により、「保険業」に当たるとする。山下・前掲注15)6-7頁)。

また、保険法(平成20年法律第56号)立法時に、現物給付型の人定額保険に関する規律の導入可否が議論されたが(法制審議会保険法部会「保険法の見直しに関する中間試案」(2007年8月)第31(1),法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」(2007年8月)第31(1)参照。また、吉澤卓哉「保険契約法の現代化と保険事業 —保険法現代化が損害保険実務に与える影響—」保険学雑誌599号(2007年)128-144参照。結局、現物給付型の人定額保険は保険法の規律からは外された)、このような保険の引受を業として行っても「保険業」に該当しないことになる(関西保険業法研究会・前掲本注201頁[古瀬政敏]、金融審・前掲注15)4頁。なお、金融審議会金融分科会第2部会は、保険業法が生命保険契約における現物給付を

また、上記(b)に関しては、法3条4項各号、5項各号が規定する保険の引受を業とする場合であっても、特定の除外事由(法3条1項各号)に該当する場合には、「保険業」には該当しないので保険業法上の免許はやはり不要である。たとえば、団体内での保険引受(外国会社を含むことがわざわざ明記されている。法2条1項2号ロ。同号ハやニも同様)や、少人数(1,000人以下の者を相手方とするもの。保険業法施行令1条の4第1項)を対象とする保険(法2条1項3号)がこれに当たる。したがって、外資系企業の日本法人または日本支社の従業員が世界に広がる当該企業グループの団体内保険制度に加入する場合には、たとえ日本国内で団体内保険制度の運営がなされる場合であっても、保険業法の免許制は適用されない。また、外国の保険者(「外国保険業者」か否かを問わない)が、日本において少人数保険(少人数共済と呼ばれることが多い170)の引受を行う場合も、保険業法の免許制は適用されないのである。

認めない理由として、そもそも生命保険契約に現物給付が馴染みにくいこと、保険契約者等保護の観点からの懸念があること、保険会社に対する監督・規制の観点からの懸念があること、先進諸外国においてもほとんど導入されていないことの4点を挙げている(金融審・前掲注15)3-4頁)。このうち1点目が根本的な理論問題であり、仮に人定額保険に現物給付を導入するにあたってはこの点の整理が不可欠であると思われる)。

それら以外にも、たとえば、人の出生、生育・成長、老化といった人の通常の変遷過程や、失踪、行方不明といった人の状況が分からない状態や、脅迫、強要といった人の精神的自由が束縛されている状態や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントといった人の精神が侵害等を受けている状態であって、傷害や疾病が生じていないものを保険事故とする人定額保険なども同様となろう(吉澤卓哉「保険法における人保険契約の分類」損害保険研究73巻1号(2011年)29-32頁参照)。

<sup>17) 「</sup>共済」という呼称は、「特定の者を相手方」としたものと理解されることが多いが(たとえば、新川浩嗣編著『無認可共済の法規制一保険業法改正のコンメンタール』(金融財政事情研究会。2005年)40頁参照)、少なくとも少人数保険(法2条1項3号)に関しては特定性が要件とされていないので、「少人数共済」という呼称は誤解を与えやすい。

### ② 「外国保険業者」

外国保険会社免許を受けることができるのは、「外国保険業者」(法2条 6 項) に限られている (法185条 1 項) <sup>18)</sup>。そのため、外国において、当該・ 外国の法令に準拠せずに「保険業」を行っている者(表のE類型)や、外 国において「保険業」を行わずに「保険業」以外の保険引受を行っている 者(表のF類型,G類型)は「外国保険業者」に当たらないので,そもそ も外国保険会社免許を受けることができない19)。

表2のE類型,G類型は,外国においても無免許業者であるので,日本 において外国保険会社免許を受けられない、と規律することは当然である。 他方、表のF類型は、保険業法にいう「保険業」は行っていないものの、 「保険業」に当たらない保険引受を外国において適法に行っている者であ る。けれども、当該業者が日本において「保険業」に参入しようとしても、 外国保険会社免許は与えられない20。つまり、保険業法は、そもそも本国 において、日本の保険業法にいう「保険業」を行っていない者に対しては、 日本で「保険業」を行うことを認めない、と割り切っていることになる210。 ただし、当該業者は、日本で保険会社を設立すれば、内国保険会社免許を 受けることはできる。

<sup>18)</sup> したがって、内国保険会社が外国保険会社免許を申請することはできない。

<sup>19)</sup> そのため、そうした者が日本において「保険業」を行うと無免許事業とな る。安居・前掲注6)536頁参照。

<sup>20)</sup> 旧外者法では、免許を申請できる「外国保険事業者」とは、「日本以外の 国の法令に準拠して、主として日本以外の国において保険事業を営む者」と 定義されていた(同法2条1項)点は現行保険業法と同様であるが、外者法 には「保険事業」の定義が存在しなかった前掲注15)参照)。

<sup>21)</sup> たとえば、外国において適法に少人数(1.000人以下)向けの保険引受を 業として行っていても、それは保険業法上は少人数保険なので「保険業」に は当たらず(法2条1項3号)、したがって当該保険者は「外国保険業者」 (法2条6項)に該当しないので、いくら日本において手広く(1,000人超) 「保険業」を行おうとしても,外国保険会社免許(法185条1項)を受けるこ とはできない。

### (2) 海外直接付保規制

海外直接付保規制は、本稿のテーマである規制内容の整合性に関しては、 規制対象者である「外国保険業者」の概念と、規制の対象である保険契約 の概念が重要である。

# ① 「外国保険業者」

海外直接付保規制は「外国保険業者」に対して適用される(法185条 6 項, 186条 1 項)<sup>22)</sup>。換言すると、「外国保険業者」でない者には海外直接付保規制は適用されない。ここで「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者」のうち、内国保険会社を除く者のことである(法 2 条 6 項)。

したがって、まず、内国保険会社(表のA類型)が除外される。すなわ ち、たとえ内国保険会社の海外支店が日本所在財産等に関する保険契約を

<sup>22)</sup> 正確には、海外直接付保規制が適用されるのは外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」(表2のB類型)と、日本に「支店等」を設けていない「外国保険業者」(表2のC類型)である。したがって、外国保険会社免許を受けずに、日本に「支店等」を設置している「外国保険業者」(表2のD類型)は、日本における「保険業」については免許制(法3条1項)違反となるものの、海外直接付保規制は適用されないので、海外直接引受自体については海外直接付保規制違反とはならない(青井・前掲注1)21頁、保険研究会・コンメンタール280頁参照)。

この類型に海外直接付保規制が適用されないのは、もし海外直接付保規制を適用すると、免許制(法3条1項)違反にも(罰則は法315条1号)、海外直接付保規制(法186条1項)違反(法316条4号)にもなるので、法条競合を避けるためだと言われている(旧外者法における同様の規制(同法3条4項)について東京海上火災保険編『損害保険実務講座第1巻損害保険法と市場』(有斐閣。1983年)146頁[田辺博通=三浦尚]参照)。しかしながら、免許制の対象となる行為(すなわち、日本で「保険業」を行うこと)と海外直接付保規制の対象となる行為(すなわち、日本所在財産等について外国から直接に保険契約を引き受けること)とは別の行為であるから、法条競合にはならないものと思われる。日本に「支店等」を設けているので、別途、日本で行っている「保険業」について免許制違反となる可能性が高いが、立法論としては、海外直接引受行為自体について海外直接付保規制を適用すべきであるう。

直接引き受けたとしても、海外直接付保規制は適用されない。内国保険会 社であれば、たとえその海外支店の引受であっても、過剰な域外適用にな らないように、日本の監督当局が規制を及ぼすことが一定程度可能と考え られるから、この結論は特に問題はない23)。

ところが、次に、たとえ外国において「保険業」を行う者であっても、 外国の法令に準拠していない者24)、すなわち、当該外国における無免許業 者も「外国保険業者」に該当しないのである(表のE類型)。こうした業 者が日本所在財産等に関する保険契約を海外で直接引受を行った場合に保 **険契約者に生じ得る悪影響は、海外における免許業者である「外国保険業** 者」が日本の監督当局の許可を受けずに海外直接引受を行う場合(表のC 類型)よりも遙かに大きいと考えられるが,これを禁ずる明文規定は保険 業法に存在しない<sup>25)</sup>。したがって、何らかの立法手当が必要かと思われる。

<sup>23)</sup> 後掲注44)参照。

<sup>24)</sup> 旧外者法における「外国保険事業者」の定義規定(同法2条1項)におけ る「日本以外の国の法令に準拠して」とは、法人については設立準拠法を意 味するものとも解されていたが(青谷和夫監修『コンメンタール保険業法 (下)』(千倉書房。1974年) 644頁 [藤本泰治],東京海上・前掲注22)142頁 「田辺博通 = 三浦尚」、石田・前掲注5)639頁参照。反対:落合・前掲注5)257 頁)、現行保険業法における「外国保険業者」の定義規定(法2条6項)に おける「外国の法令に準拠して」とは、外国における「保険業」の実施が当 該外国の法令に準拠していることを意味すると考えられる。なお、「外国保 険業者」の「本国」概念については、「保険業」開始にあたって準拠した法 令を制定した国、または、法人設立にあたって準拠した法令を制定した国と 規定されている(法187条1項1号括弧書)。

<sup>25)</sup> また、当該外国における無免許業者(表のE類型)に海外直接付保された 保険契約が私法上、ただちに無効となる訳ではないと考えられる。ただ、そ うなると、海外直接付保規制に反して「外国保険業者」(表のB類型、C類 型)に海外直接付保された保険契約が私法上も無効となる(山下友信『保険 法』(有斐閣。2005年)142頁参照)ことと均衡を失することになってしまう。 なお、詐欺罪(刑法246条)の適用に関しては、詐欺罪は国外犯(刑法2 条)の対象ではない。けれども、日本人向けのウェブサイトを海外のサーバ 一に設けたうえで、インターネットによる、保険商品(たとえば、投資型生 命保険商品)の海外直接引受を利用した詐欺が行われた場合には、行為者が 「外国保険業者」であるか否かを問わず,国内犯として刑法の詐欺罪が適用

さらに、外国において、「保険業」を行わずに、「保険業」には該当しな い保険引受を行う者も、「外国保険業者」には該当しない(表のF類型お よびG類型)。こうした業者が日本所在財産等に関する保険契約を海外で 直接引受を行ったとしても海外直接付保規制に抵触することはない。たと えば、少人数保険は保険業法における「保険業」には該当しないので(法 2条1項3号),外国で少人数保険を行う者が,直接に日本所在財産等に 係る保険契約を引き受けても、相変わらず少人数保険の状態を維持してい れば26)「外国保険業者」には該当しないので、海外直接付保規制は適用さ れない。少人数保険の引受は、たとえ日本国内において行っても「保険 業」には該当せず、免許制の対象とならないので、保険業法は自由な海外 直接付保を容認しているとも考えられないではないが、あるいは、こうし た状況については十分な検討がなされていないのかもしれない。いずれに しても、「保険業」の除外事業(法2条1項各号)は保険業法全般の規制 から外れるものと割り切って立法されているので、保険者が日本で引受を していても、あるいは、保険者が海外から直接引受をしていても、保険業 法の適用を受けない。

# ② 保険契約

海外直接付保規制の規制対象は、あくまでも個々の保険契約の締結である(法185条 6 項、186条 1 項)。換言すると、「保険業」を行うことが規制対象となっている訳ではない(海外直接付保規制においては、「保険業」という用語は使用されておらず、あくまでも保険契約が規制対象である)。つまり、外国保険会社規制と海外直接付保規制は、「保険業」(法 2 条 1 項に定義がある)と保険契約(保険業法に定義がない)という異なる概念に

される可能性がある。海外サーバーを利用した事案に猥褻物公然陳列罪(刑 法175条)を適用した大阪地判平成11年3月19日・判夕1034号283頁が参考と なる。

<sup>26)</sup> ここではあくまでも海外直接引受を前提としているので、当該保険引受を 業として行っているのは日本ではなくて外国である。

立脚しているため、規制に齟齬が生じる惧れがある270。

なぜなら,「外国保険業者」に関する海外直接付保規制は,「保険業」免 許の対象となる保険契約のみならず、「保険業」免許の対象とならない保 **険契約にも及ぶ惧れがあるからである。具体的には、保険業法3条4項各** 号, 5項各号のいずれにも属さない保険の保険契約28, および、保険業法 3条4項各号、5項各号のいずれかに属する保険であっても、「保険業」 から除外される事業(法3条1項各号)として行われる保険の保険契約が 問題になる(前述2(1)①参照)。

前者については、もし海外直接付保規制が及ぶとなると、保険業法3条 4項各号, 5項各号のいずれにも属さない保険引受を日本において行う場 合には、誰が行う場合であっても、そもそも「保険業」の免許が不要であ るにもかかわらず(免許制の対象外)、法文上は、外国保険会社免許を受 けた「外国保険業者」(表のB類型)の海外本支店や、日本に「支店等」 を設けない「外国保険業者」(表のC類型)が、日本所在財産等に係る保 険契約について海外直接引受を行う場合には、海外直接付保規制が及ぶ惧 れがある。外国保険会社免許制と海外直接付保規制は連続性のある規制と 捉えるべきであり、この場合には海外直接付保規制は適用されないと解釈 すべきであろう。もちろん、保険契約者保護の観点から、日本で行う場合 には免許制の対象外としつつ、海外直接付保については規制を及ぼす、と いう規制の仕方もあり得ない訳ではないが、やや説得力に乏しいように思

<sup>27)</sup> 同様の論点は、「保険募集」に関する募集規制(法275条)にも当てはまる。 なぜなら、「保険募集」は、やはり保険契約概念に基づいて定義されている からである(法2条26項)。

<sup>28)</sup> 保険業法には、保険契約という概念の定義が存在しないのみならず、保険 という概念の定義も存在しない(前掲注15)参照。ちなみに、2010年に施行 された保険法には「保険契約」に関する定義規定が設けられたが、監督法で ある保険業法にそのまま類推適用されるものではない)。ただ、法2条1項 柱書の規定ぶり(「…その他の保険で、…に掲げるもの」)からすると、法3 条4項、5項に規定する保険以外にも、保険が存在し得るものと解される (前掲注16)参照)。

われる。

なお、保険業法施行規則においても、保険業法3条4項各号、5項各号のいずれにも属さない保険は想定されていないようである。なぜなら、日本に「支店等」を設けない「外国保険業者」(表のC類型)への海外直接付保の許可申請書としては(法186条2項、保険業法施行規則117条1項)、保険業法3条4項の保険契約に関するもの(同法施行規則別紙様式第9号)と、同法3条5項の保険契約に関するもの(同法施行規則別紙様式第10号)しか存在しないからである。

他方,後者についても,一定の「保険業」除外事業を日本において行う場合には,そもそも「保険業」の免許が不要であるにもかかわらず(免許制の対象外),法文上は,外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」(表のB類型)の海外本支店や,日本に「支店等」を設けない「外国保険業者」(表のC類型)が,日本所在財産等に係る保険契約について海外直接引受を行う場合には,海外直接付保規制が及ぶ惧れがある。典型的には,少人数保険や団体内保険であるが,こうした場合にも海外直接付保規制を適用する必要性に乏しいと思われる。前者と同様に,外国保険会社免許制と海外直接付保規制は連続性のある規制と捉えるべきであり,海外直接付保規制は適用されないと解釈すべきであろう。

# (3) 外国保険会社免許制と海外直接付保規制の整合

以上のとおり、外国において保険引受を業として行う者に対する規制である外国保険会社免許制も海外直接付保規制も、「外国保険業者」という概念を共通にしているものの、規制対象について、外国保険会社免許制では「保険業」という概念を、海外直接付保規制では保険契約という概念を基準としているがために、整合性に欠ける状況が生じている。この現行法の不整合は法律解釈で埋めざるを得ないが、その際には、外国保険会社免許制と海外直接付保規制は平仄の合った規制構造として捉える必要がある

と思われる<sup>29)</sup>。

# 3. 日本への進出形態による海外直接付保規制の相違

海外直接付保規制は「外国保険業者」に適用されるが30), この「外国保 険業者」は、日本に「支店等」を設けて外国保険会社免許を取得し、日本 で「保険業」を行っている場合と(表のB類型。法185条6項)、日本に 「支店等」を設けず(したがって、外国保険会社免許も取得できない)、日 本で「保険業」を行っていない場合(表のC類型。法186条1項)とにほ ぼ大別することができる31)。

# (1) 外国保険会社免許を持つ「外国保険業者」

まず、日本に「支店等」を設けて外国保険会社免許を受けた「外国保険 業者」は、日本において「保険業」を行うことができるものの(法185条 1項)、海外の先進的な保険商品を日本市場に対して臨機応変に直接投入 することが容易ではない。

なぜなら、外国保険会社免許を持つ「外国保険業者」は、日本所在財産 等に係る保険契約を引き受けるには、日本国内において保険契約を締結し なければならないからである(法185条 6 項)。いくら日本に設けられた 「支店等」が営業活動を行い,日本の「支店等」に当該保険契約が帰属す るとしても,こと日本所在財産等に係る保険契約については,「日本国内 において」と明記されている以上(法185条6項), 当該保険契約の締結行

<sup>29)</sup> 海外直接付保規制は免許制を始めとする諸規制の実効性を確保する意義も 有している(たとえば、保険研究会・コンメンタール279頁参照)ことから すると, 免許制と相当程度に平仄を合わせる必要がある。

<sup>30)</sup> したがって、外国で保険引受を業として行う者のうち、「外国保険業者」 に該当しない者には海外直接付保規制が適用されないので、本節の検討から 外れることになる。

<sup>31)</sup> 表のD類型(外国保険会社免許を受けずに、日本に「支店等」を設けてい る場合)は、違法状態(無免許営業)または開業準備中のいずれかなので、 事例としては僅少である。

為は海外において行ってはならない32)。

ところで、ここで問題となるのは、日本所在財産等に係る保険契約の締結地に関する条件が「日本国内において」と規定されており(法185条 6項)、「当該(=日本に設けた)支店等において」(法185条 1 項。括弧内は筆者)と規定されている訳ではない点である<sup>33)</sup>。文言が異なることを重視

32) 外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」に関する海外直接付保規制 (法185条6項) は、旧外者法3条7項を引き継ぐ規定であるが、その規定の 趣旨は、もし日本に設けた「支店等」を使わずに、外国にある本支店が保険 契約を締結すると、「実質的に無免許の外国保険業者と同様なものとなって しまい、日本における保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるため」だと されている(保険研究会・コンメンタール278頁。安居・前掲注6)537頁も同旨)。また、外国保険会社免許を持たない「外国保険業者」は原則として海外直接引受が禁止されるのに(法186条1項)、外国保険会社免許を持つ「外国保険業者」に海外直接付保規制が何ら適用されないとなると、後者が引き受ける日本所在資産等に係る保険契約について、当該「外国保険業者」に対する日本の監督「規制が十分に行われなくなるおそれがあるから」だとされている(東京海上・前掲注6)171頁 [小林登])。

けれども、無免許の(正確には、日本に「支店等」を設けない)「外国保険業者」に関する海外直接付保規制(法186条1項)の趣旨(本文1参照)とは異なり、外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」に関する海外直接付保規制(法185条6項)の趣旨としては、上述のとおり、日本市場の撹乱防止は直接には触れられていない。また、当然のことながら、外国保険会社免許を受けた者に対する規制なので、免許制の実効性確保や、免許を受けた者との権衡維持も挙げられていない。

このように、保険契約者等の保護を規制の主眼とする免許「外国保険業者」に対する海外直接付保規制(法185条6項)の方が、それよりも規制の趣旨が幅広い無免許「外国保険業者」に対する海外直接付保規制(法186条1項)よりも厳しい規制内容(海外直接付保の全面禁止)とされているが、その理由が判然としない。

33) 外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」への海外直接付保規制(法 185条 6 項)は、旧外者法 3 条 7 項を引き継いだものである。旧外者法を取り込むこととなった1995年保険業法改正時には、海外直接付保規制はウルグアイ・ラウンドに基づくサービス貿易自由化にかかわる問題であるため、検討対象として取り上げられなかったとのことである(岩原・前掲注15)43頁参照)。

他方,旧外者法3条1項(「外国保険事業者が日本に支店等を設けて日本 において保険事業を営むには,大蔵大臣の免許を受けなければならない。」) するならば34)、海外直接付保規制(法185条6項)に関しては、日本国内 で保険契約を締結すればよく、日本に設けた「支店等」で保険契約を締結 しなくてもよいことになる。この解釈をとると、日本国内で保険契約締結 を行いさえすれば、日本の「支店等」を介して海外付保しても(保険募集 や保険契約締結は日本の「支店等」が行うが、保険取引の勘定が海外拠点 (たとえば、当該「外国保険業者」の主たる事務所たる本店)に帰属する 場合),また,日本の「支店等」を介さずに海外付保しても(保険取引の 勘定の帰属が海外拠点(たとえば、当該「外国保険業者」の主たる事務所 たる本店)に帰属するのみならず、保険募集や保険契約締結も海外拠点が 行う場合)、保険業法185条6項には抵触しないことになる。

けれども、 海外直接付保規制(法185条6項)には抵触しないことと、 それが「保険業」の免許制に抵触するか否かは別問題である。すなわち、 日本の「支店等」が当該保険契約を締結して、当該保険契約が日本の「支 店等」に帰属するのであれば、免許制には抵触しないが(法185条1項)、 日本の「支店等」以外の拠点(つまり、海外の本支店)が日本において保 険契約を締結したり、当該保険契約が日本の「支店等」以外に帰属したり<br/>

は、1995年保険業法改正時に、法185条1項(「外国保険業者は、…日本に支 店等(…)を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、…保険業を当 該支店等において行うことができる。」に改正された。文章構成が変更され るとともに、「日本に支店等を設けて日本において(保険事業を営む)」とい う免許対象事由に関する文言の前段部分は、「当該支店等において」という 免許条件に変更された(後段の「日本において」という免許対象地域に関す る文言はなくなったが、当然のこととして含意されているものと思われる。 ちなみに、当該業法改正の基となった保険審議会報告「保険業法等の改正に ついて」(1994年6月24日)の「第9外国保険業者」1(1)においては、外国 保険会社免許が必要となる地理的範囲が「日本において」と明記されてい た)。なお、旧外者法3条1項に「日本に支店等を設けて」という文言が付 加されたのは1963年改正(前掲注2)参照)においてである。

<sup>34)</sup> 旧外者法においては、法185条1項にあたる規定(旧外者法3条1項)に おいても、また、法185条6項にあたる規定(旧外者法3条7項)において も、規制対象行為(保険事業や保険契約締結)の行為地について「日本にお いて」と規定されていた。

することになれば、免許制に抵触する惧れがあると思われる。なぜなら、保険契約の締結行為とは、まさに「保険業」を行う行為の一つであり、日本国内において保険契約締結行為が行われれば免許制(法3条1項)が適用され得ると考えられるからである。このように考えるならば、外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」は、「日本国内において」日本所在財産等に係る保険契約を締結する行為(法185条5項)を日本に設けた「支店等」で行わなければならないことになる(法185条1項)350。

こうして、外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」が、日本所在財産等に係る保険契約を引き受けるには、日本の「支店等」において引き受けなければならないことになる。つまり、日本国内において、かつ、日本の「支店等」が得た監督当局の免許に従って(法185条1項、187条3項2号~4号、207条、123条)、保険引受をしなければならないのである。日本で受けた外国保険会社免許に従った保険商品しか販売できないし、当該外国保険会社免許に従った保険料率でしか販売できないのである。企業向けの保険商品に関しては、かなり自由に保険商品を設計できるようになっているが、それでも一定の限度がある。また、個人向けの保険商品に関しては、未だに当局の認可が必要な保険商品が多い。したがって、たとえ当該「外国保険業者」の本国において、日本で販売されていない保険商品や、日本市場で販売されている保険商品と比較して競争力のある保険商品を販

<sup>35)</sup> 安居・前掲注6)537頁も、論理は説明していないが、日本国内に設けた「支店等」において保険契約を締結しなければならないとする。保険研究会・解説171頁も同旨である。

他方,日本国内における保険契約締結(法185条6項)とは,日本の「支店等」の勘定において保険契約を締結することだと解する説もある(保険研究会・コンメンタール279頁参照)。しかしながら,この立場では現実の契約締結行為地が日本国内である必要がないことになり,法文からあまりにもかけ離れた解釈だと思われる。

結局,この論点は、外国保険者の海外本支店の者が短期間来日して保険契約締結を行った場合、それが日本における「保険業」に該当するか否か、という問題に帰着するが(表のC類型およびE類型~G類型参照)、本稿では立ち入らない。

売していたとしても、日本の「支店等」で販売するには日本の監督当局の 商品認可等が必要になる。そしてまた、日本の「支店等」以外の、当該 「外国保険業者」の日本を除く全世界の拠点(典型的には,海外所在の本 店)が、海外直接付保という方式で、日本所在財産等に関する保険契約を 引き受けることもできない。

結局のところ、海外の先進的な保険商品を日本で販売したいのであれば、 日本に「支店等」を設けている以上、正々堂々と日本の「支店等」が日本 の監督当局から保険商品認可等を得たうえで、しかも、日本に設けた「支 店等」において販売すべきである、というのが保険業法の考え方であると 思われる。

### (2) 外国保険会社免許を持たない「外国保険業者」

他方、外国保険会社免許を受けていない「外国保険業者」は、日本にお いて「保険業」を行うことができないものの(法185条1項,3条1項), 海外の先進的な保険商品を日本市場に対して臨機応変に直接投入できる可 能性がある。なぜなら、外国保険会社免許を受けていない「外国保険業 者」は、日本において「保険業」を行うことができないものの、日本にお いて保険契約を締結する義務(法185条6項)も負わない。そして、日本 に「支店等」を設けない「外国保険業者」への海外直接付保は、原則とし て禁止されるものの(法186条1項)、日本で販売されていない保険商品や、 日本で入手が困難な保険商品や、日本で購入するよりも有利な条件で販売 されている保険商品については、例外的に海外直接付保ができる可能性が あるからである(法186条3項2号)。換言すると、外国保険会社免許を受 けていない「外国保険業者」は、日本で販売されていない保険商品や、日 本市場で販売されている保険商品と比較して競争力のある保険商品を、海 外直接付保という方策で日本市場に臨機応変に投入できる可能性がある<sup>36)</sup>。

<sup>36)</sup> 海外直接付保は原則として禁止されているが(法186条1項)、見方を変え れば、部分的にではあるが海外直接付保が正面から認められていることにな

そして、日本所在財産等に係る保険契約を引き受ける海外拠点は、日本以外であれば世界中のどこの拠点でもよく(当該「外国保険業者」の本店でなくてもよい)、この点について少なくとも法律上の制約は存在しないのである<sup>37)</sup>。

外国保険会社免許を受けていない「外国保険業者」にしてみれば、まさにこのような先進的な保険商品で日本所在財産等に係る保険契約を取り込みたいであろうから、海外直接付保規制自体はさほど大きな法的障碍ではないように思われる<sup>38)</sup>。むしろ、海外直接引受の過程における保険販売や保険契約締結の方法次第で、日本において「保険業」を行っているとみなされて免許制(法3条1項)に抵触してしまう危惧の方が大きいと推測される<sup>39)</sup>。

る (なお,海外直接付保規制は1963年の保険業法改正で導入されたものである。前掲注2)参照)。

この海外直接付保の許可事例としては、古い資料であるが、損害保険契約では、捕鯨母船を目的物とする繋船保険、美術工芸品を目的とするオールリスク保険があり、生命保険契約では、在日外国商社に勤務する外国人が、自己を被保険者として、本国の保険会社と契約する遺族年金付養老保険があるとのことである(新生保実務講座・前掲注15)353頁 [中大路義方] 参照)。また、保険業法研究会編『最新保険業法の解説』(大成出版社。1986年)177頁によると、昭和55年度以後、生命保険では許可実績はないが、損害保険関係では毎年20件前後の実績があり、わが国では引受をしていなかったり担保範囲から除外されている危険に関する保険(たとえば、ストライキ危険を含む船主責任相互保険)や、わが国の保険では縮小填補となるので(たとえば、地震保険)その残余部分を担保する保険といった例が多いとのことである。

<sup>37)</sup> 日本の監督当局が海外直接付保の許可を判断する際に、引受拠点が判断材料となる可能性は否定できない。ただし、許可申請書の書式(保険業法施行規則別紙様式第9号、第10号)には、引受拠点は記載事項として要求されていない。

<sup>38)</sup> なお、海外直接付保の許可申請は顧客自身が行わなければならないが(法 186条2項)、代理人を介することもできよう。ただし、海外直接付保の許可 (法186条3項) が円滑になされるかどうか事実上の問題は残る。

<sup>39)</sup> 海外において保険募集や保険契約締結を行い,海外の拠点に保険勘定が帰属するのであれば、日本の保険業法の免許制も適用されないであろう。

# (3) 外国保険会社免許の有無と海外直接引受の優劣

以上を総合すると、外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」よりも、 外国保険会社免許を受けていない「外国保険業者」の方が、日本国内にお いて「保険業」を行うことができないという不利があるものの、海外の先 進的な保険商品を機動的に顧客に提供できる可能性が高い。

なぜなら、第1に、外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」は、日 本の「支店等」において「保険業」を行わなければならないため、日本所 在財産等に係る保険契約も日本で商品認可等を受けた保険商品を提供しな ければならないからである。したがって、この点に関する、外国保険会社 免許を受けていない「外国保険業者」との優劣は、海外直接付保の許可取 得(法186条2項)の容易さと、保険商品の認可取得(法185条1項,207 条, 123条) の容易さとの比較になる<sup>40)</sup>。

第2に、外国保険会社免許を受けた「外国保険業者」は、日本の「支店 等」において「保険業」を行わなければならないため、日本所在財産等に 係る保険契約を日本の「支店等」で引き受けなければならないからである。 少なくともこの点においては、外国保険会社免許を受けていない「外国保 険業者」の方が有利となる可能性がある。支店によって保険引受容量 (insurance capacity) が異なり、また、国によって保険監督規制(特に、 責任準備金規制や出再規制)が異なり、そして日本の保険市場は必ずしも 世界最先端の多様な保険商品を供給している市場ではないため、ことに先

<sup>40)</sup> 一般的には、商品認可等においては、当局は多様な顧客を想定して審査を 行うことになるのに対して、海外直接付保においては、特定顧客に関する特 定のリスクに関する個別保険契約について審査を行うことになるので、後者 の方が審査は容易であると言える。

ただし、商品認可申請は保険に関する業務知識と業務経験に富んだ保険会 社が行うのに対して、海外直接付保の申請は必ずしもそのような知識や経験 に富んでいない顧客(あるいは、その代理人)が行うことが多いと推測され るし、また、監督当局も海外直接付保の審査になれている訳ではないと思わ れるので、一概に海外直接付保の許可取得の方が容易であるとは言えないで あろう。

進的な保険商品を販売するにあたっては、保険引受ができる拠点(本店や 日本以外の支店)を自由に選べた方が保険会社にとっては有利である。

### (4) 日本への進出度合と海外直接引受の可否

ところで、ここで海外直接付保規制(法186条1項)の対象となる、日本に「支店等」を設けない「外国保険業者」とは、全く日本に進出してきていない「外国保険業者」のみならず、日本に子会社等として内国保険会社(表2のA類型)を設立して進出している「外国保険業者」も含むものと考えられる(なお、当該内国保険会社自体は、「外国保険業者」には当たらない。法2条6項括弧書き)。なぜなら、「支店等」には、子会社等である内国保険会社は含まれないからである(法185条1項括弧書。総代理店である場合を除く)。したがって、日本に内国保険会社を設立して、同社に内国保険会社免許を取得させた「外国保険業者」自身が、日本所在財産等に係る保険契約を海外直接引受することは、当該内国保険会社が当該「外国保険業者」の総代理店でない限り410、日本に全く進出していない「外国保険業者」と同様、原則として禁止されるが、許可を受ければ海外直接引受ができることになる(法186条1項)。

以上を総合すると、「外国保険業者」の日本への進出度合と、その場合に適用される海外直接付保規制は次のように整理されよう。なお、「外国保険業者」の日本の保険市場への進出方法としては、海外直接引受、日本に「支店等」を設置して日本で行う保険引受、日本に内国保険会社を設立して日本で行う保険引受、の3段階が一般に想定され、また、そのことを前提とした議論がなされている。けれども、最後者に関しては、少なくとも法的には、「日本に設立した内国保険会社による保険引受、および、

<sup>41) 「</sup>外国保険業者」が日本に設立した内国保険会社が当該「外国保険業者」の総代理店となって日本で「保険業」を行う場合には、当該「外国保険業者」は外国保険会社免許を受けなければならず(法185条1項)、当該「外国保険業者」は日本所在財産等に係る保険契約について海外直接引受が全くできないことになる(法185条6項)。

『外国保険業者』による海外本支店からの海外直接引受の組み合わせ」が 経営の選択肢として考えられる。法制度の是非を検討するにあたっては、 このことを念頭に置くべきであろう。

(a) 日本に全く進出していない「外国保険業者」

海外直接引受は原則として禁止されているが、日本市場にない先進的 な保険商品については、顧客が許可(法186条2項)を受ければ、海外 の本支店において海外直接引受できる(法186条1項)420。

(b) 日本に「支店等」を設けて進出している「外国保険業者」

日本に設けた「支店等」において保険引受をしなければならないので、 日本市場にない(つまり、日本の監督当局の認可等を受けていない)先 進的な保険商品は販売できない。

販売するためには、日本に設けた「支店等」が当該保険商品の認可等 を日本の監督当局から取得したうえで、日本の「支店等」が保険契約を 締結しなければならない(法185条6項)。なお、当該「外国保険業者」 の海外本支店が、海外直接引受を行うことはできない(同項)。

(c) 日本に内国保険会社を設立して進出している「外国保険業者」 日本国外の「外国保険業者」自身には、海外直接付保規制(法186条 1項)が適用されるので、海外直接引受は原則として禁止されているが、 日本市場にない先進的な保険商品については、顧客が許可(法186条2 項)を受ければ、海外の本支店において海外直接引受できると考えられ る (法186条 1 項。この点に関しては上記(a)に同じ) <sup>43)</sup>。

<sup>42)</sup> 逆に、日本所在財産等に係る保険契約を、内国保険会社が海外に子会社等 として設立した保険会社が直接引受を行う場合には、同様に海外直接付保規 制(法186条1項)が適用される。なぜなら、当該海外子会社等は内国保険 会社ではなく、「外国保険業者」に該当する(関西保険業法研究会・前掲注6) 157頁「木下孝治」参照)からである。したがって、日本市場にない先進的 な保険商品については、顧客が許可(法186条2項)を受ければ、内国保険 会社の海外子会社等において海外直接引受できると考えられる。

<sup>43)</sup> なお、外国で保険引受を業として行う者は、日本に内国保険会社を設立し て、同社に内国保険会社免許を取得させて、日本において「保険業」を行わ

他方,当該「外国保険業者」が日本に設けた内国保険会社の日本国内の本支店<sup>44)</sup>は、日本市場にない(つまり、日本の監督当局の認可等を受けていない)先進的な保険商品は販売できない(この点に関しては上記(b)に同じ)。

このように、「外国保険業者」による海外直接引受は、当初は一部認められいたものが(上記(a))、当該「外国保険業者」が日本への進出の程度を強めるに従って、一旦は全面的に禁止されるに至り(上記(b))、さらに進出度合いを強めると再び一部認められる(上記(c))ことになる<sup>45</sup>。そもそも、直接進出に関する規制はできる限り価値中立的なものとすべきであ

- 44) 逆に、日本所在財産等に係る保険契約を、内国保険会社の海外支店が直接 引受を行うことについては海外直接付保規制は存在しない。内国保険会社は 「外国保険業者」ではないので(法2条6項)、海外直接付保規制は適用され ず(表のA類型)、その海外支店も同様だと考えられるからである。このよ うな内国保険会社の海外支店による海外直接引受は、日本の監督当局による 監督を一定程度及ぼすことができるとすれば(山下・前掲注5)546-555頁参 照)、たとえ海外直接付保規制が存在しなくても、海外直接付保規制(法186 条1項)の趣旨(本文1参照)に悖ることはないと考えられよう。けれども、 日本に内国保険会社を設立して日本で「保険業」を行っている者について、 海外支店による自由な海外直接引受を認める必要があるか否かについては、 さらに詳細な検討を要する。
- 45) たとえば、エーアイユーインシュアランスカンパニー(通称は AIU 保険会社)は、日本においては永らく(1978年以来)支店形態で相当規模(保険契約数で250万件)の「保険業」を行ってきたが、2012年10月26日に内国保険会社(AIU 損害保険株式会社)を設立し、2013年4月1日付けで保険事業の全てを AIU 損害保険株式会社(親会社は保険持株会社である AIG ジャパン・ホールディングス株式会社)に移転した。これにより、エーアイユーインシュアランスカンパニーの海外本支店への海外直接付保は、全面禁止(本文の(b)) から、原則禁止(本文の(c))に変わったと考えられる。

せることができる。併せて、当該外国保険者が外国において行う保険引受が「保険業」に該当しない場合には、当該外国保険者自身は海外直接付保規制の適用を受けないので(前述本文 2(2)①参照)、日本所在財産等に係る保険契約か否かを問わず、いかなる保険契約についても、当該外国保険者は日本国外の本支店から海外直接引受ができることになる。

るとの立場からすると46、現行規制の整合性は必ずしも明確とは言えない かもしれない47。特に、日本に内国保険会社を設立して進出している場合 に(上記(c)), それも当該「外国保険業者」グループ全体で内国保険会社 の過半数の議決権を保有するような場合には48)、親会社たる「外国保険業 者」への海外直接付保を例外的にでも認める必要性や合理性を再検討する 必要があるように思われる。

### 4. 結 語

海外直接引受は、海外の保険者にとっては日本の保険市場への参入形態 の一種である。本稿では、海外保険者による日本保険市場参入に対する規 制間の整合性を検討した。その結果、第1に、海外直接付保規制と外国保 険会社免許制との整合性の観点からは、両規制とも「外国保険業者」概念 を共通にしているが、共通にしているがために海外直接付保規制において 不具合が生じている(前述2(2)①)。その一方で、免許制では「保険業」 概念を、海外直接付保規制では保険契約概念を基準としているがために、 少なくとも表面的には整合性に欠けており、解釈で修正する必要が認めら れる(前述2(2)②)。第2に、海外直接付保規制には2種類のものが存在 するが(法185条6項,186条1項)、両規制間の整合性の観点からは、「外 国保険業者」の日本への進出度合と海外直接引受の可否とが必ずしも整合

<sup>46)</sup> 落合:前掲注5)258-259頁参照。ただし、日本国内において相当規模で 「保険業」を行う場合は、支店形態から内国保険会社への移行を促す仕組み を導入すべきであろう(石田・前掲注6)342頁参照)。ちなみに、AIU保険 会社は2013年に内国保険会社に移行した(前掲注45)参照)。

なお、主として日本で「保険業」を行う擬似外国保険業者について落合・ 前掲注5)258頁,石田・前掲注6)343頁参照。また,立法論として,支店形態 による参入を認めないという考え方もあり得る。山下・前掲注5)557頁参照。

<sup>47)</sup> ただし、支店形態での日本進出(本文(b))を過渡的な状態と捉えて、あえ て少々厳しめの規制を設定していると考えられなくもない(前注参照)。

<sup>48)</sup> 完全子会社である場合には本文のように言えようが、グループ全体で過半 の出資もしていない場合には、原則どおり(法186条1項)、「外国保険業者」 による海外直接引受を例外的に認めるべきであろう。

していないことが判明した(前述3)。

海外直接付保規制はきわめて通商政策的意味合いの強い制度であり、本稿は海外直接付保規制の是非自体を取り上げるものではないが、少なくとも整合性のある規制を目指すべきであると考える。

(筆者は小樽商科大学大学院商学研究科准教授)